

第115期定時株主総会 招集ご通知



日 時 平成30年6月27日（水曜日）
午前10時

場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

株式会社 秋田銀行

目次

第115期定時株主総会招集ご通知……………	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 定款一部変更の件……………	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取 締役を除く。）11名選任の件…	13
第4号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件……………	21
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件……………	25
第6号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬額設定の件…	27
第7号議案 監査等委員である取締役 の報酬額設定の件……………	27
第8号議案 取締役（監査等委員である取 締役を除く。）に対する株式 報酬型ストック・オプション 報酬額および内容決定の件…	28
第9号議案 会計監査人選任の件……………	30
(添付書類)	
事業報告……………	31
計算書類……………	56
連結計算書類……………	59
監査報告書……………	61
インターネット等による議決権行使のご案内…	64
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 秋田銀行

取締役頭取 新 谷 明 弘

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成30年6月27日（水曜日） 午前10時

2 場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3 株主総会の目的事項

- 報告事項 1 第115期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- 2 第115期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容決定の件
- 第9号議案 会計監査人選任の件

4 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」(64頁)をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以上)

~~~~~  
 **お願い**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。)

**お知らせ**

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、当行の新株予約権等に関する事項、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当行ホームページ (<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

第115期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金35円

総額628,308,590円

(注) 当行は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。平成29年9月30日を基準日とした中間配当（1株につき金3円50銭）を株式併合実施後に換算いたしますと、1株当たり金35円となりますので、中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株当たり金70円に相当いたします。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日

#### 2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案から第8号議案に共通するご参考事項

当行は、コーポレートガバナンスをさらに充実させるため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。本株主総会参考書類6頁から29頁までに記載の第2号議案から第8号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社の概要、監査等委員会設置会社へ移行する理由および第2号議案から第8号議案の概要について、ご説明申しあげます。

### 1 監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社は、監査役・監査役会に代わり、3名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般(取締役に決定が委任されたものを除く。)に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点から、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能の強化が見込まれます。
- 監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能です。これにより、業務上の意思決定を迅速に行えるようになるとともに、監督の実効性をより高めることが可能になると考えております。

### 2 監査等委員会設置会社への移行理由

当行は、コーポレートガバナンスを充実させることを経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から意思決定の権限を取締役へ委譲し、業務上の意思決定のさらなる迅速化を実現することで、当行を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

### 3 第2号議案から第8号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設等、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」におい

て、その他の変更と併せ、移行のための変更をご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、また、第5号議案では補欠の監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬額も、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して定める必要があることから、第6号議案では取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、第7号議案では監査等委員である取締役の報酬額を、また、第8号議案では取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容の決定を、それぞれご提案するものであります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1 変更の理由

当行は、コーポレートガバナンスをさらに充実させることで、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化をはかることを目的に、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下、「改正会社法」という。）により創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款変更を行うものであります。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行にともない、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- (3) 改正会社法により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となっております。業務執行を行わない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関連する規定の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款変更については、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

- (4) 上記条文の新設および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

### 現行定款・変更案対照表

(注) \_\_\_\_\_を表示した箇所が変更部分を示します。

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                                                       |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                          | 第1章 総 則                                                     |
| (機 関)                            | (機 関)                                                       |
| 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  | 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                             |
| 1 取締役会                           | 1 取締役会                                                      |
| 2 監査役                            | 2 監査等委員会                                                    |
| 3 監査役会                           | (削 除)                                                       |
| 4 会計監査人                          | 3 会計監査人                                                     |
| 第4章 取締役および取締役会                   | 第4章 取締役および取締役会                                              |
| (員 数)                            | (員 数)                                                       |
| 第19条 当銀行の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 | 第19条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>11</u> 名以内とする。           |
| (新 設)                            | ② 当銀行の監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。                        |
| (選任方法)                           | (選任方法)                                                      |
| 第20条 取締役は、株主総会において選任する。          | 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 |
| ② (省 略)                          | ② (現行どおり)                                                   |
| ③ (省 略)                          | ③ (現行どおり)                                                   |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(任 期)<br/>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第29条 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当銀行の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(任 期)<br/> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                               | (削 除) |
| <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u><br/> (補欠の監査役)</p>                                             | (削 除) |
| <p><u>第32条 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>       | (削 除) |
| <p>② <u>補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u><br/> (常勤の監査役)</p> | (削 除) |
| <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                     | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                                                                                                                         |                          |
| <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                                               | <p>(削 除)</p>             |
| <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                                        | <p>(削 除)</p>             |
| <p>(監査役会規程)</p>                                                                                                                            |                          |
| <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                                  | <p>(削 除)</p>             |
| <p>(報酬等)</p>                                                                                                                               |                          |
| <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                       | <p>(削 除)</p>             |
| <p>(社外監査役の責任限定契約)</p>                                                                                                                      |                          |
| <p>第37条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> | <p>(削 除)</p>             |
| <p>第6章 計 算</p>                                                                                                                             | <p>第6章 計 算</p>           |
| <p>第38条～第41条 (省 略)</p>                                                                                                                     | <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                       | 現在の当行における地位                                                                                                                               |
|-------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | みなと や たか お<br>湊 屋 隆 夫    | 代表取締役会長 <b>再任</b>                                                                                                                         |
| 2     | あら や あき ひろ<br>新 谷 明 弘    | 代表取締役頭取 <b>再任</b>                                                                                                                         |
| 3     | さ さ き とし ゆき<br>佐々木 利 幸   | 専務取締役 <b>再任</b>                                                                                                                           |
| 4     | たか だ まさ ゆき<br>高 田 眞 千    | 専務取締役 <b>再任</b>                                                                                                                           |
| 5     | く どう たか のり<br>工 藤 孝 徳    | 常務取締役 <b>再任</b>                                                                                                                           |
| 6     | はん だ なお き<br>半 田 直 樹     | 常務取締役 <b>再任</b>                                                                                                                           |
| 7     | か どう たかし<br>加 藤 尊        | 取締役 <b>再任</b>                                                                                                                             |
| 8     | つち や まさ と<br>土 谷 眞 人     | 取締役 <b>再任</b>                                                                                                                             |
| 9     | にし むら き いち ろう<br>西 村 紀一郎 | 社外監査役 <b>新任</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>                                                            |
| 10    | つじ よし ゆき<br>辻 良 之        | 社外取締役 <b>再任</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>                                                            |
| 11    | さかき じゅん いち<br>榊 純 一      | — <b>新任</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> |

取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | <p>みなと や たか お 夫<br/>                     湊 屋 隆 夫<br/>                     (昭和26年9月25日)<br/>                     再任</p>                                                                                                                                                                                                                        | <p>昭和50年4月 当銀行入行<br/>                     平成9年6月 同 本店営業部次長兼外国為替課長<br/>                     平成11年2月 同 仙台支店長<br/>                     平成13年6月 同 取締役審査部長兼企業経営支援室長<br/>                     平成17年6月 同 取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長<br/>                     平成19年6月 同 常務取締役<br/>                     平成21年6月 同 代表取締役専務<br/>                     平成23年6月 同 代表取締役専務営業本部長<br/>                     平成25年6月 同 代表取締役頭取<br/>                     平成29年6月 同 代表取締役会長 (現任)</p>         | 3,640株       |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>                     湊屋隆夫氏につきましては、経営企画、営業推進、有価証券運用、融資審査等の銀行業務全般にわたる豊富な経験により各分野の専門能力を有するとともに、営業店長を経験するなど幅広い業務に精通しております。また、平成25年6月の頭取就任以降、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。<br/>                     こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができるかと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |              |
| 2     | <p>あら や あき ひろ<br/>                     新 谷 明 弘<br/>                     (昭和30年2月9日)<br/>                     再任</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>昭和52年4月 当銀行入行<br/>                     平成11年4月 同 人事部次長<br/>                     平成14年3月 同 県庁支店長<br/>                     平成17年6月 同 執行役員本店営業部長<br/>                     平成19年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長<br/>                     平成22年5月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長<br/>                     平成23年6月 同 常務取締役事務本部長<br/>                     平成25年6月 同 代表取締役専務<br/>                     平成28年6月 同 代表取締役副頭取<br/>                     平成29年6月 同 代表取締役頭取 (現任)</p> | 2,900株       |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>                     新谷明弘氏につきましては、経営企画、リスク管理、人事等の業務について豊富な経験を有するとともに、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。また、平成29年6月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。<br/>                     こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができるかと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | さ さ き と し ゆ き<br>佐々木 利 幸<br>(昭和34年5月16日)<br>再任                                                                                                                                                                                               | 昭和57年4月 当銀行入行<br>平成12年3月 同 営業統括部部长代理<br>平成16年3月 同 秋田支店長<br>平成18年6月 同 郡山支店長<br>平成21年6月 同 東京支店長兼東京事務所長<br>平成23年6月 同 執行役員本店営業部長<br>平成25年6月 同 取締役執行役員本店営業部長<br>平成26年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CS R室長<br>平成27年6月 同 常務取締役事務本部長<br>平成29年6月 同 専務取締役営業本部長 (現任) | 2,000株       |
|       | 《取締役候補者とした理由》<br>佐々木利幸氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成29年6月に専務取締役営業本部長に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、県内各地公体との連携、再生可能エネルギーや輸送機関連など、県内の産業育成に取り組んできました。<br>こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行の的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができるかと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                  |              |
| 4     | た か だ ま さ ゆ き<br>高 田 眞 千<br>(昭和33年10月24日)<br>再任                                                                                                                                                                                              | 昭和57年4月 当銀行入行<br>平成19年3月 同 牛島支店長<br>平成21年6月 同 郡山支店長<br>平成23年6月 同 東京支店長兼東京事務所長<br>平成24年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長<br>平成25年6月 同 執行役員地区統括役員 (雄平地区)<br>平成26年6月 同 取締役執行役員営業副本部長<br>平成27年6月 同 常務取締役営業本部長<br>平成29年6月 同 専務取締役 (現任)                            | 1,900株       |
|       | 《取締役候補者とした理由》<br>高田眞千氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成29年6月に専務取締役役に就任し、市場運用を指揮するとともに、人事、総務等の経営管理の強化に取り組んできました。<br>こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行の的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができるかと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。                               |                                                                                                                                                                                                                                                  |              |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | <p>く どう たか のり 徳<br/>工藤孝徳<br/>(昭和36年1月22日)<br/>再任</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>昭和58年4月 当銀行入行<br/>平成17年4月 同 経営企画部次長<br/>平成18年4月 同 新潟支店長<br/>平成20年6月 同 証券国際部長<br/>平成22年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長<br/>平成23年6月 同 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長<br/>平成25年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長<br/>平成26年6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長<br/>平成29年6月 同 常務取締役事務副本部長(現任)</p> | 1,500株       |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>工藤孝徳氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成29年6月に常務取締役に就任し、事務副本部長のほか審査部門を統括し、事務リスク管理態勢の強化をはかるとともに、事業性評価を重視した融資態勢の構築や貸出資産の健全化に取り組んできました。<br/>こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行の的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| 6     | <p>はん だ なお き 樹<br/>半田直樹<br/>(昭和35年1月29日)<br/>再任</p>                                                                                                                                                                                                        | <p>昭和57年4月 当銀行入行<br/>平成14年3月 同 本店営業部得意先課長<br/>平成17年4月 同 釧路支店長<br/>平成20年3月 同 能代駅前支店長<br/>平成22年6月 同 審査部次長<br/>平成23年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長<br/>平成26年6月 同 執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長<br/>平成28年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長<br/>平成29年6月 同 常務取締役(現任)</p>                 | 1,510株       |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>半田直樹氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成29年6月に常務取締役に就任し、経営企画、コンプライアンス、内部監査等を統括し、当行の経営課題への対応やコンプライアンス態勢の強化に取り組んできました。<br/>こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行の的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>                 |                                                                                                                                                                                                                                                              |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7     | <p style="text-align: center;">かとう たかし<br/>加藤 尊<br/>(昭和35年5月9日)<br/>再任</p>   | <p>昭和58年4月 当銀行入行<br/> 平成15年3月 同 東京支店次長<br/> 平成17年4月 同 本店営業部部长代理兼渉外課長<br/> 平成19年4月 同 本店営業部部长代理兼融資課長<br/> 平成20年3月 同 大館駅前支店長<br/> 平成23年6月 同 営業企画部長<br/> 平成25年6月 同 東京支店長兼東京事務所長<br/> 平成26年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長<br/> 平成27年6月 同 執行役員大曲南エリア統括大曲支店長兼リテール営業部大曲パーソナルプラザ統括長<br/> 平成29年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》<br/> 加藤尊氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成29年6月に取締役に就任し、経営企画部長として、当行の経営課題への対応や当行の持続的成長のための計画立案を指揮してきました。<br/> こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行の的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> | 800株         |
| 8     | <p style="text-align: center;">つちや まさと<br/>土谷 真人<br/>(昭和37年11月7日)<br/>再任</p> | <p>昭和61年4月 当銀行入行<br/> 平成19年3月 同 田代支店長<br/> 平成21年6月 同 牛島支店長<br/> 平成23年6月 同 秋田東エリア統括秋田東中央支店長<br/> 平成26年6月 同 執行役員地域サポート部長<br/> 平成29年4月 同 執行役員地域サポート部長兼公務室長<br/> 平成29年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼営業推進部長 (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》<br/> 土谷真人氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成29年6月に取締役に就任し、営業副本部長および営業推進部長として当行の業績向上に貢献してきました。<br/> こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き担当部門における適切な業務執行の的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                        | 500株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 9     | <p>にしむら きいちろう<br/>西村 紀一郎<br/>(昭和15年11月21日)<br/>新任<br/>社外取締役候補者</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>昭和38年4月 出光興産株式会社入社<br/>昭和41年1月 株式会社山二入社<br/>平成元年4月 同 代表取締役社長<br/>平成9年2月 山二建設工業株式会社代表取締役 (現任)<br/>平成18年5月 山二建設資材株式会社代表取締役 (現任)<br/>平成24年6月 当銀行監査役 (現任)<br/>平成29年5月 株式会社山二代表取締役会長 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                          | 581株         |
|       | <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>西村紀一郎氏につきましては、県内を代表する石油製品等卸売および小売業の代表取締役を長年にわたり務めておられます。平成24年6月に当行の社外監査役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映してこられました。<br/>こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| 10    | <p>つじ よし ゆき<br/>辻 良之<br/>(昭和31年7月2日)<br/>再任<br/>社外取締役候補者</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>昭和61年12月 秋田いすゞ自動車株式会社取締役<br/>平成11年5月 同 取締役副社長<br/>平成14年4月 辻兵商事株式会社代表取締役社長 (現任)<br/>平成14年6月 辻不動産株式会社代表取締役社長 (現任)<br/>平成16年5月 秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長 (現任)<br/>平成20年12月 株式会社アテック代表取締役会長 (現任)<br/>平成23年6月 コマツ秋田株式会社代表取締役会長 (現任)<br/>平成23年6月 秋田総合リース株式会社代表取締役会長 (現任)<br/>平成26年11月 秋田ゼロックス株式会社代表取締役副会長 (現任)<br/>平成27年3月 ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長 (現任)<br/>平成28年11月 秋田商工会議所 副会頭 (現任)<br/>平成29年6月 当銀行取締役 (現任)</p> | 639株         |
|       | <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>辻良之氏につきましては、県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務めておられます。平成29年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。<br/>こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 11    | さかき じゆん いち<br>榊 純 一<br>(昭和29年12月23日)<br>新任<br>社外取締役候補者<br>独立役員                                                                                                                                                                              | 昭和55年4月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IH) 入社<br>平成15年7月 同 航空宇宙事業本部民間エンジン事業部技術部長<br>平成16年7月 同 機械事業本部車両過給機事業部副事業部長兼品質保証部長<br>平成21年4月 同 車両過給機セクター 副セクター長兼企画部長<br>平成22年4月 株式会社IH回転機械 代表取締役社長<br>平成24年4月 株式会社IH執行役員回転機械セクター長<br>平成29年4月 同 常務執行役員産汎事業領域副事業領域長兼車両過給機SBU 長<br>平成30年4月 同 顧問(現任) | 0株           |
|       | 《社外取締役候補者とした理由》<br>榊純一氏につきましては、石川島播磨重工業(株)(現株IH)に入社し、(株)IH回転機械代表取締役社長を経て(株)IH常務執行役員に就任し、現在は(株)IH顧問に就任されておられます。<br>企業経営に対する豊富な経験と輸送機等の産業分野に関する高度な専門知識を有し、人格および見識ともに高く、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                             |              |

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当行との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- (1) 西村紀一郎氏は、株式会社山二、山二施設工業株式会社および山二建設資材株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行の間には通常の金融取引があります。
  - (2) 辻良之氏は、秋田いすゞ自動車株式会社、辻兵商事株式会社、辻不動産株式会社、株式会社アテック、コマツ秋田株式会社、秋田総合リース株式会社、秋田ゼロックス株式会社およびロイヤルモーター株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行の間には通常の金融取引があります。
  - (3) その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村紀一郎氏、辻良之氏および榊純一氏は社外取締役候補者であります。
3. 榊純一氏が社外取締役に就任した場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役または社外監査役に就任してからの年数について
- (1) 西村紀一郎氏は現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
  - (2) 辻良之氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

5. 取締役候補者との責任限定契約について

西村紀一郎氏および辻良之氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、西村紀一郎氏、辻良之氏および榊純一氏の選任が原案どおり承認された場合は、3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、42頁、43頁も併せてご覧ください。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名               | 現在の当行における地位                         |
|-------|------------------|-------------------------------------|
| 1     | おのひでと<br>小野秀人    | 監査役 <b>新任</b>                       |
| 2     | さとうまさひこ<br>佐藤雅彦  | 執行役員証券国際部長 <b>新任</b>                |
| 3     | きたじままさし<br>北嶋正   | 社外監査役 <b>新任</b> <b>社外</b>           |
| 4     | もろはしまさひろ<br>諸橋正弘 | 社外取締役 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> |
| 5     | こばやしけんいち<br>小林憲一 | — <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>     |

監査等委員である取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                               | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | 小野 秀人<br>(昭和34年3月26日)<br>新任                                                                                                                                                                                                                                                    | 昭和57年4月 当銀行入行<br>平成12年4月 同 人事部部長代理<br>平成16年4月 同 福島支店長<br>平成18年6月 同 土崎エリア統括土崎支店長<br>平成21年6月 同 仙台支店長<br>平成23年6月 同 執行役員事務統括部長<br>平成25年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長<br><br>平成26年6月 同 取締役執行役員経営管理部長<br>平成28年6月 同 監査役(現任) | 3,300株       |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>小野秀人氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成25年6月に取締役に就任し、経営企画および経営管理部長を務め、営業店および本部の業務について精通しております。また、平成28年6月に監査役に就任し、豊富な業務経験および専門知識を当行の監査に反映してきました。</p> <p>こうした経営に関する知見や能力を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                   |              |
| 2     | 佐藤 雅彦<br>(昭和36年12月27日)<br>新任                                                                                                                                                                                                                                                   | 昭和60年4月 当銀行入行<br>平成19年4月 同 象潟支店長<br>平成21年6月 同 大曲駅前支店長<br>平成23年6月 同 秋田駅前支店長<br>平成26年6月 同 執行役員証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長<br><br>平成29年6月 同 執行役員証券国際部長(現任)                                                                   | 1,900株       |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>佐藤雅彦氏につきましては、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成26年6月に執行役員に就任し、証券国際部長を務め、営業店および本部の業務について精通しております。当行初の海外拠点である台北駐在員事務所の開所を実現するなど、当行の国際部門の拡大に取り組んできました。</p> <p>こうした経営に関する知見や能力を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>     |                                                                                                                                                                                                                   |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                      | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | きた じま まさし<br>北 嶋 正<br>(昭和23年1月2日)<br>新任<br>社外取締役候補者                                                                                                                                                                                                                         | 昭和49年10月 株式会社彌高会館(現 株式会社イヤタカ)設立に参画<br>平成2年3月 株式会社イヤタカ代表取締役社長(現任)<br>平成10年3月 株式会社プロデュース・プロ代表取締役<br>平成26年3月 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長(現任)<br>平成26年6月 当銀行監査役(現任) | 1,850株       |
|       | 《社外取締役候補者とした理由》<br>北嶋正氏につきましては、県内を代表するブライダルおよび外食産業等の代表取締役を長年にわたり務めておられます。平成26年6月に当行の監査役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映してこられました。<br>こうした専門的な知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                          |              |
| 4     | もろ ほん まさ ひろ<br>諸 橋 正 弘<br>(昭和22年4月22日)<br>新任<br>社外取締役候補者<br>独立役員                                                                                                                                                                                                            | 昭和57年9月 秋田酒類製造株式会社入社<br>平成8年9月 同 常務取締役営業部長<br>平成13年8月 同 代表取締役社長<br>平成24年8月 同 非常勤取締役(現任)<br>平成27年6月 当銀行取締役(現任)                                            | 4,200株       |
|       | 《社外取締役候補者とした理由》<br>諸橋正弘氏につきましては、県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務めておられました。平成27年6月に当行の取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。<br>こうした専門的な知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。  |                                                                                                                                                          |              |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                         | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | <p>小林 憲一<br/>(昭和21年11月6日)<br/>新任<br/>社外取締役候補者<br/>独立役員</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>昭和44年 4月 秋田県庁入庁<br/>平成15年 7月 同 企画振興部長<br/>平成16年 4月 同 総務部長兼危機管理監<br/>平成17年 5月 同 総務企画部長<br/>平成18年 4月 同 知事公室長<br/>平成20年 4月 財団法人あきた企業活性化センター理事長<br/>平成22年 6月 秋田県信用保証協会会長</p> | 0株           |
|       | <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>小林憲一氏につきましては、秋田県の企画振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。<br/>会社経営に関与したことはありませんが、地方行政および各種分野における豊富な経験を有し、人格および見識ともに高く、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものがあります。</p> |                                                                                                                                                                             |              |

- (注) 1. 北嶋正氏は、株式会社イヤタカおよび株式会社プロデュース・プロの代表取締役であり、各社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 北嶋正氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、諸橋正弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、小林憲一氏が社外取締役に就任した場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役または社外監査役に就任してからの年数について
- (1) 北嶋正氏は現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
- (2) 諸橋正弘氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
5. 取締役候補者との責任限定契約について  
北嶋正氏および諸橋正弘氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、北嶋正氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏の選任が原案どおり承認された場合は、3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、42頁、43頁も併せてご覧ください。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                             | 所有する当銀行<br>の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| まつ い ひで き<br>松井秀樹<br>(昭和39年10月27日)<br>新任<br>社外取締役候補者                                                                                                                             | 平成2年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律<br>事務所)入所<br>平成9年4月 同法律事務所パートナー(現任)<br>平成16年4月 東京大学大学院法学政治学研究所客員助教授 | 0株               |
| 《補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由》<br>弁護士として企業法務に関して豊富な経験、実績を有しておられます。<br>こうした専門的知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                 |                  |

- (注) 1. 松井秀樹氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当行と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、取引の金額に照らし、同氏は当行の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」における独立性を満たしております。
2. 松井秀樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松井秀樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 取締役候補者との責任限定契約について  
 第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、松井秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。  
 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことにより当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 社外役員の独立性に関する判断基準

当行では、次の基準を満たす社外役員を独立役員として指定しております。

現在または最近（注）1において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

- 1 当行を主要な取引先とする者（注）2またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 2 当行の主要な取引先（注）3またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 次に掲げる者の二親等内の親族
  - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者（注）4に限る。）
  - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人
    - (注) 1 「最近」とは、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
    - 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。
    - 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
    - 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

## **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会において年額1億7,340万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与相当額を加えた報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は1,500万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

## **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額5,500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容決定の件

当行の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額は、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額3千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、第6号議案としてご承認をお願いする報酬等の額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権に関する報酬額を、同額の年額3千万円以内の範囲で割り当てることとさせていただきます。

具体的なストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価格に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

社外取締役につきましては、その役割を勘案し、ストック・オプションとしての新株予約権は割り当ていたしません。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に報酬として割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

### (1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

#### a 新株予約権の総数

800個を各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限といたします。

#### b 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下、「付与株式」という。）は10株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合などを行うことにより付与株式数を調整することが適切な場合には、必要と認められる調整などを行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデル等により算定した公正価値に基づいた価格を払込金額といたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会が定める期間といたします。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものといたします。

(6) 権利行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間にかぎり、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

(7) その他の新株予約権の内容など

上記の詳細ならびにその他の新株予約権の内容については、当行取締役会において定めるものといたします。

### 第9号議案 会計監査人選任の件

当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、本議案は監査役会の決定に基づき付議しております。

監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮したうえで、有限責任監査法人トーマツの独立性、品質管理体制等を総合的に検討した結果、新たな視点での監査も期待でき、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は次のとおりであります。

(平成30年2月末日現在)

|        |                      |                                                         |        |
|--------|----------------------|---------------------------------------------------------|--------|
| 名 称    | 有限責任監査法人トーマツ         |                                                         |        |
| 事務所    | 主たる事務所               | 東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ                               |        |
| 沿 革    | 昭和43年 5月             | 等松・青木監査法人設立                                             |        |
|        | 昭和50年 5月             | トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟 |        |
|        | 平成 2年 2月             | 監査法人トーマツに名称変更                                           |        |
|        | 平成21年 7月             | 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更                      |        |
| 概 要    | 資本金                  | 968百万円                                                  |        |
|        | 構成人員                 | 社員 (公認会計士)                                              | 530名   |
|        |                      | 特定社員                                                    | 51名    |
|        |                      | 公認会計士                                                   | 2,829名 |
|        |                      | 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む。)                                  | 1,188名 |
|        |                      | その他専門職                                                  | 1,791名 |
|        |                      | 事務職                                                     | 293名   |
| 合計     | 6,682名               |                                                         |        |
| 監査関与会社 | 3,399社 (平成29年5月末日現在) |                                                         |        |

(以 上)

## 添付書類

### 第115期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 事業報告

#### 1 当行の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及び成果等

###### a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

###### (a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店95か店、出張所1か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

###### (b) 金融経済環境

###### ○国内経済環境

当期の前半は、天候不順の影響で個人消費が落ち込みましたが、輸出は海外経済の回復にともない増加が続きました。年度後半は、好調な企業業績を背景に設備投資も増加が続き、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、公共投資は経済対策の効果が一巡し、年度末にかけて減少傾向を辿りました。また、住宅投資も貸家需要が弱まり、減少に転じたものの、この間、雇用・所得環境は、改善の動きが続きました。

###### ○県内経済環境

県内経済は、企業の生産活動が堅調に推移するなど景気は持ち直しの動きが続きました。産業別では、主力の電子部品・デバイスは、スマートフォンや車載向けを中心に好調が続いたほか、機械金属、木材も堅調に推移しました。商況は、自動車販売は新型車の投入効果などから好調が続きました。



## ○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策により、概ね0～0.1%の狭いレンジ内で推移しました。日経平均株価は、世界景気の回復期待などを背景に、1月には一時24,000円台まで上昇しましたが、アメリカの長期金利急上昇を契機に年度末にかけて一時21,000円割れの水準まで下落しました。為替相場においては、日米金融政策の動向などを背景に、概ね1ドル=108～114円のレンジ内で推移が続いた後、年度末にかけて、アメリカの保護主義政策などを要因として1ドル=104円台まで円高が進行しました。

### (c) 事業の経過および成果

以上のような経営環境のもと、当行は平成28年度よりスタートした中期経営計画「《あきぎん》みらいプロジェクト～創りたい未来、守りたい故郷～」において、「地域経済の質を高めること」および「住みよい地域社会を創造すること」を目標に、次のような施策に取り組んでまいりました。

#### ○法人のお客さまへの取組み

県内人口の減少に連動して地域経済の規模を縮小させないため、お取引先企業の付加価値向上、再生可能エネルギーなど成長産業の拡大、起業・創業者の増加という3つの側面から地域経済の質を高める取組みを進めております。

平成28年10月より開始した「ビジネスパートナーシッププロジェクト」では、お取引先の企業価値向上（売上、営業利益の増加など）を目指し、お取引先とともに経営課題の解決に取り組んでおります。取組みにあたっては、大手自動車部品メーカーや電子関連企業の第一線等で活躍してきた6名の専門人材を活用しながら、製造業に対する製造工程の改善支援など、実効性の高いコンサルティングを実施しております。

成長産業への取組みでは、再生可能エネルギー事業として当行と地元企業の連携による風車17基、総額150億円の大型発電事業が立ち上がりました。また、アグリビジネスにおいては、畜産クラスター事業に参画し、和牛肥育など畜産関連事業者の事業規模拡大を支援いたしました。

起業・創業への支援では、県内で活躍している起業家や、起業・第二創業を志す方々を組織化した「創業サポーターズクラブ」を通じて、起業から事業成長段階における課題解決を支援してまいりました。具体的には、交流イベントやテーマ別のワークショップを開催するとともに、地元経営者などとの人的ネットワーク形成をサポートしております。

### ○個人のお客さまへの取組み

個人のお客さまの安定的な資産形成を実現するため、資産形成の重要性を広くお伝えするとともに、投資に対する理解促進に取り組んでおります。平成29年6月には、資産形成に向けたよりよい業務運営を実現していくため「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）取組方針」を制定いたしました。この方針に基づき、投資セミナーやマネー講座を積極的に開催するとともに、ファイナンシャルプランナーなど行員の専門資格取得を進めてまいりました。

ローン商品に関しては、多様化するお客さまニーズにお応えするため、マイカーローンのご融資限度額やお申込年齢を拡大するとともに、教育ローンのカードローン型を導入いたしました。

このほか、平成29年7月より即時決済型のカード「OnlyOneデビット」の取扱いを開始し、お客さまのさらなる利便性向上を進めてまいりました。

### ○住みよい地域づくりに向けた取組み

高齢化に対応し地域の活力を創造していくため、年齢を重ねても生き生きと生きる「長生き」をキーワードとして、各種施策に取り組んでおります。

取組みのうち、平成28年4月に開校した「あきぎん長生き学校」では、「学び」を通じた高齢者の生き生きとした活動をサポートするため、県内各地で授業を開催し、延べ2,400名を超える皆さまにご参加いただいております。開校2年目となる当期は、大森山動物園や県内事業者とも連携し、地域一体となった活動を展開してまいりました。

このほか、地域貢献に向けた新たな取組みとして、平成29年10月よりCSR私募債の取扱いを開始いたしました。CSR私募債は、お客さまからいただく手数料の一部を活用し、学校や医療・福祉施設などへ寄贈する機能がついた私募債です。地域貢献という趣旨に多くのお客さまからご賛同いただき、教育機関に対する図書カードや学習用品の寄贈など幅広くご活用いただきました。

### ○人材育成・活用

専門性を有する人材を育成するため、成長分野に関連する省庁や一般企業への出向、プロジェクトファイナンス、M&Aなどの長期研修への派遣を実施しました。さらに、事業再生および調査分析に関する出向・研修により人材の強化を進めました。

女性の活躍推進におきましては、平成27年4月に「<あきぎん>女性“生き生き”応援プログラム」を策定し5か年計画で取り組んでおります。当年度は女性監督職に12名を登用し合計では52名となりました。その結果、当行の監督職に占める女性の割合は約15%となるなど、上位役職への女性の登用は着実に進んでおります。

#### ○店舗

お客さまの利便性向上、営業基盤の拡大および効率化の観点から店舗ネットワークの整備に取り組んでおります。

当期におきましては、平成29年6月に割山支店をコンビニエンスストアに隣接する形で新築移転いたしました。また、9月には個人のお客さまを対象としていた港北支店を法人のお客さまも対象とするフルバンキング店舗としてショッピングモール内に新築移転したほか、12月には鷹巣支店を新築移転いたしました。

#### ○グループ体制の見直し

経済環境が大きく変化する中、当行グループ全体としてお客様ニーズにより迅速かつ効果的に対応可能な体制を構築するため、連結子会社4社における当行の持分比率を引き上げました。

#### (d) 主要勘定の状況

##### ○総預金

個人、法人、地方公共団体からの預金がともに増加したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比967億円増加し、2兆6,948億円となりました。

期中平均残高は、前期比508億円増加し、2兆6,581億円となりました。

##### ○預り資産

預り資産の残高は、生命保険は減少したものの、公共債、投資信託が増加したことから、前期末比26億円増加し、2,388億円となりました。

##### ○貸出金

事業先向け貸出、個人ローン、地公体向け貸出ともに増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比358億円増加し、1兆6,761億円となりました。

期中平均残高は、前期比360億円増加し、1兆6,350億円となりました。

##### ○有価証券

期末残高は、前期末比1,764億円減少し、7,986億円となりました。

期中平均残高は、前期比1,897億円減少し、8,280億円となりました。

## ○損 益

経常収益は、資金運用収益の減少により、前期比10億9,600万円減少し、410億6,800万円となりました。経常費用は、資金調達費用の減少により、5億7,900万円減少し、357億8,500万円となりました。

この結果、経常利益は5億1,700万円減益の52億8,300万円となりました。当期純利益は5億円減益の40億200万円となりました。

## b 対処すべき課題

当行を取り巻く事業環境は、生産年齢人口の減少等にもなう地域経済の縮小、マイナス金利政策の継続など厳しい状況が続いております。こうした環境下においても、地域金融機関として成長・発展し続けていくためには、地域経済の活性化、地域社会の発展に貢献し当行も持続的に成長する好循環を創りあげていくことが重要と考えております。

当行では経営理念である「地域共栄」を引き続き実践していくため、役職員一同全力を尽くしてまいります。皆さまの一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                    | 平成26年度        | 平成27年度       | 平成28年度        | 平成29年度        |
|--------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 預 金                | 24,397        | 24,255       | 24,574        | 25,500        |
| 定期性預金              | 11,305        | 10,843       | 10,406        | 10,200        |
| その他                | 13,091        | 13,411       | 14,167        | 15,299        |
| 貸 出 金              | 15,492        | 16,032       | 16,403        | 16,761        |
| 個人向け               | 3,510         | 3,580        | 3,711         | 3,785         |
| 中小企業向け             | 4,811         | 4,911        | 4,999         | 5,220         |
| その他                | 7,170         | 7,540        | 7,692         | 7,755         |
| 商品有価証券             | 0             | 3            | 6             | 6             |
| 有 価 証 券            | 10,276        | 10,392       | 9,750         | 7,986         |
| 国 債                | 3,881         | 3,566        | 3,157         | 1,948         |
| その他                | 6,395         | 6,825        | 6,592         | 6,037         |
| 総 資 産              | 28,738        | 29,857       | 29,718        | 31,399        |
| 内 国 為 替 取 扱 高      | 131,265       | 129,550      | 131,835       | 128,863       |
| 外 国 為 替 取 扱 高      | 百万ドル<br>1,122 | 百万ドル<br>953  | 百万ドル<br>1,202 | 百万ドル<br>1,031 |
| 経 常 利 益            | 百万円<br>11,013 | 百万円<br>9,280 | 百万円<br>5,800  | 百万円<br>5,283  |
| 当 期 純 利 益          | 百万円<br>6,706  | 百万円<br>6,416 | 百万円<br>4,502  | 百万円<br>4,002  |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>36.14  | 円 銭<br>34.94 | 円 銭<br>248.07 | 円 銭<br>222.95 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。  
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。  
 4. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益については、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

### (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数     | 1,385人  | 1,391人  |
| 平 均 年 齢     | 38年 10月 | 38年 9月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年 3月  | 16年 3月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 391千円   | 394千円   |

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成30年3月中（前年度は平成29年3月中）の平均給与月額であります。

## (4) 営業所等の状況

## イ 営業所数の推移

|     |   |   | 当 年 度 末 |              | 前 年 度 末 |              |
|-----|---|---|---------|--------------|---------|--------------|
|     |   |   | 店 数     | うち出張所<br>(1) | 店 数     | うち出張所<br>(1) |
| 秋   | 田 | 県 | 81      | (1)          | 81      | (1)          |
| 北   | 海 | 道 | 2       | (—)          | 2       | (—)          |
| 青   | 森 | 県 | 3       | (—)          | 3       | (—)          |
| 岩   | 手 | 県 | 1       | (—)          | 1       | (—)          |
| 宮   | 城 | 県 | 3       | (—)          | 3       | (—)          |
| 福   | 島 | 県 | 5       | (—)          | 5       | (—)          |
| 新   | 潟 | 県 | 1       | (—)          | 1       | (—)          |
| 東   | 京 | 都 | 1       | (—)          | 1       | (—)          |
| 合 計 |   |   | 97      | (1)          | 97      | (1)          |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を175か所（前年度末174か所）設置しております。  
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を72か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を185か所それぞれ設置しております。

## □ 当年度新設営業所

当年度において新設営業所は該当ありません。

なお、店舗外現金自動設備については、角館支店よねや角館店出張所を新設いたしました。

## ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|               |       |
|---------------|-------|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 1,453 |
|---------------|-------|

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容                      | 金 額 |
|--------------------------|-----|
| 店 舗 の 新 築 ・ 改 修、 設 備 更 新 | 738 |
| ソ フ ト ウ ェ ア の 導 入 ・ 更 新  | 224 |
| 事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新    | 364 |
| 現 金 自 動 受 払 機 の 更 新      | 125 |



## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会社名                | 所在地           | 主要業務内容     | 設立年月日          | 資本金   | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|--------------------|---------------|------------|----------------|-------|------------------|-----|
| ㈱あきぎんリサーチ&コンサルティング | 秋田市山王三丁目2番1号  | コンサルティング業務 | 平成27年<br>6月26日 | 75百万円 | 100.00%          |     |
| ㈱秋田保証サービス          | 秋田市旭北錦町1番42号  | 保証業務       | 昭和54年<br>10月3日 | 420   | 100.00           |     |
| ㈱秋田国際カード           | 秋田市大町一丁目3番8号  | カード業務      | 平成2年<br>8月8日   | 50    | 61.00            |     |
| ㈱秋田ジェーシーピーカード      | 秋田市大町二丁目4番44号 | カード業務      | 昭和61年<br>4月2日  | 50    | 60.00            |     |
| ㈱秋田グランドリース         | 秋田市大町二丁目4番44号 | リース業務      | 昭和50年<br>5月29日 | 50    | 57.00            |     |

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社および富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、秋田県内のコンビニエンスストアの店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 地位及び担当                                         | 重要な兼職                                                                                                                                                                                                              | その他 |
|---------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 湊 屋 隆 夫 | 取締役会長<br>(代表取締役)                               |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 新 谷 明 弘 | 取締役頭取<br>(代表取締役)                               |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 佐々木 利 幸 | 専務取締役 営業本部長<br>営業本部担当                          |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 高 田 眞 千 | 専務取締役 人事部、総務部、証券国際部、市場運<br>用部および東京事務所担当        |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 工 藤 孝 徳 | 常務取締役 事務本部長<br>事務本部および審査部担当                    |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 半 田 直 樹 | 常務取締役 秘書室、経営企画部、リスク統括室、<br>コンプライアンス統括部および監査部担当 |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 加 藤 尊   | 取締役 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長                         |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 土 谷 真 人 | 取締役 執行役員営業副本部長兼営業推進部長                          |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 豊 口 祐 一 | 取締役 (社外)                                       | 豊口法律事務所所長                                                                                                                                                                                                          |     |
| 諸 橋 正 弘 | 取締役 (社外)                                       |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 辻 良 之   | 取締役 (社外)                                       | 辻兵商事株式会社<br>代表取締役社長<br>辻不動産株式会社<br>代表取締役社長<br>秋田いすゞ自動車株式会社<br>代表取締役社長<br>株式会社アテック<br>代表取締役会長<br>コマツ秋田株式会社<br>代表取締役会長<br>秋田総合リース株式会社<br>代表取締役会長<br>秋田ゼロックス株式会社<br>代表取締役副会長<br>ロイヤルモーター株式会社<br>代表取締役会長<br>秋田商工会議所副会頭 |     |
| 大 淵 宏 見 | 常勤監査役                                          |                                                                                                                                                                                                                    |     |
| 小 野 秀 人 | 常勤監査役                                          |                                                                                                                                                                                                                    |     |

| 氏名     | 地位及び担当   | 重要な兼職                                                           | その他 |
|--------|----------|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 西村 紀一郎 | 監査役 (社外) | 山二施設工業株式会社<br>代表取締役<br>山二建設資材株式会社<br>代表取締役<br>株式会社山二<br>代表取締役会長 |     |
| 北嶋 正   | 監査役 (社外) | 株式会社イヤタカ<br>代表取締役社長<br>株式会社プロデュース・<br>プロ<br>代表取締役会長             |     |

- (注) 1. 取締役豊口祐一氏、諸橋正弘氏および辻良之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西村紀一郎および北嶋正の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役豊口祐一および諸橋正弘の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

(単位：百万円)

| 区分  | 支給人数 | 報酬等      |
|-----|------|----------|
| 取締役 | 13名  | 175 (35) |
| 監査役 | 4名   | 38       |
| 計   | 17名  | 214 (35) |

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額15百万円を含めており、それらを( )内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人数および報酬等の金額には、平成29年6月28日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含めております。
2. 平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額(使用人としての報酬を除く。)は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、

年額30百万円であります。

3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬24百万円を支給しております。

### (3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である豊口祐一氏、諸橋正弘氏および辻良之氏、ならびに社外監査役である西村紀一郎および北嶋正の両氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名       | 兼職その他の状況                                                                                                                                                                           |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 豊 口 祐 一   | 豊口法律事務所所長                                                                                                                                                                          |
| 諸 橋 正 弘   | 該当ありません。                                                                                                                                                                           |
| 辻 良 之     | 辻兵商事株式会社代表取締役社長<br>辻不動産株式会社代表取締役社長<br>秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長<br>株式会社アテック代表取締役会長<br>コマツ秋田株式会社代表取締役会長<br>秋田総合リース株式会社代表取締役会長<br>秋田ゼロックス株式会社代表取締役副会長<br>ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長<br>秋田商工会議所副会頭 |
| 西 村 紀 一 郎 | 山二施設工業株式会社代表取締役<br>山二建設資材株式会社代表取締役<br>株式会社山二代表取締役会長                                                                                                                                |
| 北 嶋 正     | 株式会社イヤタカ代表取締役社長<br>株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長                                                                                                                                            |

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。  
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名        | 在任期間  | 取締役会への出席状況                               | 取締役会における<br>発言その他の活動状況          |
|-----------|-------|------------------------------------------|---------------------------------|
| 取締役 豊口 祐一 | 3年9か月 | 当期開催の取締役会14回<br>全てに出席                    | 弁護士としての立場から発言<br>を行っております。      |
| 取締役 諸橋 正弘 | 2年9か月 | 当期開催の取締役会14回<br>全てに出席                    | 会社経営者としての経験と見識<br>から発言を行っております。 |
| 取締役 辻 良之  | 9か月   | 就任後開催の取締役会11<br>回中10回出席                  | 会社経営者としての立場から発<br>言を行っております。    |
| 監査役 西村紀一郎 | 5年9か月 | 当期開催の取締役会14回<br>中10回出席、監査役会18<br>回中15回出席 | 会社経営者としての立場から発<br>言を行っております。    |
| 監査役 北嶋 正  | 3年9か月 | 当期開催の取締役会14回<br>全てに出席、監査役会18<br>回全てに出席   | 会社経営者としての立場から発<br>言を行っております。    |

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5名   | 13 (1)   | —             |

(注) 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額1百万円を含めており、それを( )内書きしております。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| (1) 株 式 数 | 発行可能株式総数 | 68,745千株 |
|           | 発行済株式の総数 | 18,093千株 |

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 平成29年6月28日開催の第114期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合に伴う定款変更を行いました。これにより発行可能株式総数は618,709千株減少し、68,745千株となっております。  
 3. 平成29年6月28日開催の第114期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式の単元株式数を、1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これにより発行済株式総数は162,842千株減少し、18,093千株となっております。

|             |        |
|-------------|--------|
| (2) 当年度末株主数 | 9,454名 |
|-------------|--------|

#### (3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

| 株主の氏名又は名称                                                     | 当行への出資状況 |       |
|---------------------------------------------------------------|----------|-------|
|                                                               | 持株数等     | 持株比率  |
| 明治安田生命保険相互会社                                                  | 804千株    | 4.48% |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                                              | 649      | 3.61  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                     | 634      | 3.53  |
| 日本生命保険相互会社                                                    | 625      | 3.48  |
| 秋田銀行職員持株会                                                     | 583      | 3.24  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                       | 499      | 2.77  |
| 住友生命保険相互会社                                                    | 344      | 1.92  |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO<br>（常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店） | 318      | 1.77  |
| GOVERNMENT OF NORWAY<br>（常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店）               | 309      | 1.72  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                                    | 278      | 1.55  |



- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式(141,969株)を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                          | 当該事業年度に係る報酬等 | その他   |
|-------------------------------------------------|--------------|-------|
| 新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員 富樫 健一<br>指定有限責任社員 黒木 賢治 | 56           | (注) 1 |

- (注) 1. 監査役会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### **(3) 会計監査人に関するその他の事項**

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## **6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

### (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

### **(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。
- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

### **(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。
- c 経営計画の進捗状況については、3か月に1回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告にもとづいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程にもとづき職務の分担を定める。

### **(5) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- a 当行およびグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 当行の経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。
- c 当行は、関連会社管理規程において、グループ各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役およびグループ各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、グループ各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

- d 当行のグループ各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、グループ各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。
- e 当行は、グループ各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制をグループ各社に準拠させることなどにより、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- f 当行は、グループ各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、グループ各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、グループ各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。
- g 当行の監査部は、グループ各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- h 当行のコンプライアンス統括部および人事部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。
- i 前項の通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ各社において周知徹底する。
- j 当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

- (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
  - b 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。
- (7) 当行の取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。
  - b 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ子会社において周知徹底する。
- (8) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
- a 当行は、監査役職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
  - b 緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査役は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。
- (9) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
  - b 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
  - c 監査役は、重要な意思決定や取締役職務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当行および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

**(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、ALM委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

**(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催しました。また、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定する機関である「常務会」を78回開催し、権限委譲された事項を決定しました。

**(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年1月と7月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

**(5) 当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査役が取締役会に出席したほか、「監査役と代表取締役との意見交換」を年2回実施しました。また、監査役は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査役からの依頼に対して適切に対応しております。

## 8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11 その他

該当事項はありません。



第115期末（平成30年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目         |    | 金 額       | 科 目                   |    | 金 額       |
|-------------|----|-----------|-----------------------|----|-----------|
| 現預金         | 現金 | 571,694   | 預金                    | 現金 | 2,550,085 |
| 現預金         | 預金 | 36,398    | 当座                    | 現金 | 147,521   |
| コ買商         | 預金 | 535,296   | 普通                    | 現金 | 1,306,855 |
| 有           | 預金 | 18,382    | 貯蓄                    | 現金 | 41,136    |
| 商           | 預金 | 7,909     | 定期                    | 現金 | 9,390     |
| 有           | 預金 | 645       | 預積                    | 現金 | 1,020,076 |
| 国           | 預金 | 645       | 預積                    | 現金 | 10        |
| 地           | 預金 | 798,608   | 預積                    | 現金 | 25,095    |
| 社           | 預金 | 194,845   | 預積                    | 現金 | 144,800   |
| 株           | 預金 | 62,829    | 預積                    | 現金 | 35,499    |
| そ           | 預金 | 280,891   | 預積                    | 現金 | 124,528   |
| の           | 預金 | 68,572    | 預積                    | 現金 | 82,300    |
| 他           | 預金 | 191,468   | 預積                    | 現金 | 82,300    |
| の           | 預金 | 1,676,170 | 預積                    | 現金 | 45        |
| 証           | 預金 | 5,684     | 預積                    | 現金 | 38        |
| 引           | 預金 | 39,909    | 預積                    | 現金 | 6         |
| 形           | 預金 | 1,458,723 | 預積                    | 現金 | 6,619     |
| 書           | 預金 | 171,852   | 預積                    | 現金 | 128       |
| 座           | 預金 | 2,433     | 預積                    | 現金 | 648       |
| 為           | 預金 | 2,433     | 預積                    | 現金 | 1,462     |
| 預           | 預金 | 41,794    | 預積                    | 現金 | 598       |
| 為           | 預金 | 1         | 預積                    | 現金 | 0         |
| 勘           | 預金 | 1,875     | 預積                    | 現金 | 164       |
| 保           | 預金 | 103       | 預積                    | 現金 | 156       |
| 担           | 預金 | 145       | 預積                    | 現金 | 125       |
| 資           | 預金 | 30        | 預積                    | 現金 | 3,335     |
| 産           | 預金 | 39,638    | 預積                    | 現金 | 20        |
| 物           | 預金 | 20,132    | 預積                    | 現金 | 1,789     |
| 地           | 預金 | 7,747     | 預積                    | 現金 | 615       |
| 産           | 預金 | 10,748    | 預積                    | 現金 | 631       |
| 定           | 預金 | 121       | 預積                    | 現金 | 11,427    |
| 産           | 預金 | 20        | 預積                    | 現金 | 1,621     |
| ア           | 預金 | 1,494     | 預積                    | 現金 | 8,089     |
| 産           | 預金 | 1,188     | 預積                    | 現金 | 2,968,072 |
| 用           | 預金 | 986       | 預積                    | 現金 | 14,100    |
| 返           | 預金 | 24        | 預積                    | 現金 | 6,268     |
| 金           | 預金 | 177       | 預積                    | 現金 | 6,268     |
|             | 預金 | 3,772     | 預積                    | 現金 | 114,765   |
|             | 預金 | 8,089     | 預積                    | 現金 | 14,100    |
|             | 預金 | △10,876   | 預積                    | 現金 | 100,664   |
|             | 預金 | △0        | 預積                    | 現金 | 202       |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 94,311    |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 6,151     |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | △506      |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 134,628   |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 34,146    |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | △1        |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 3,029     |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 37,174    |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 69        |
|             | 預金 |           | 預積                    | 現金 | 171,872   |
| 資 産 の 部 合 計 |    | 3,139,945 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 |    | 3,139,945 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第115期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目    |    | 金      | 額      |
|--------|----|--------|--------|
| 経常収入   | 益  | 28,491 | 41,068 |
| 貸有金    | 利息 | 17,197 |        |
| 貸有金買預そ | 配当 | 10,879 |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 219    |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 0      |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 113    |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 81     |        |
| 役受そ    | 益  | 5,765  |        |
| 役受そ    | 料  | 1,721  |        |
| 役受そ    | 益  | 4,043  |        |
| 役受そ    | 益  | 4,523  |        |
| 役受そ    | 益  | 49     |        |
| 役受そ    | 益  | 0      |        |
| 役受そ    | 益  | 4,464  |        |
| 役受そ    | 益  | 7      |        |
| 役受そ    | 益  | 0      |        |
| 役受そ    | 益  | 2,289  |        |
| 役受そ    | 益  | 310    |        |
| 役受そ    | 益  | 13     |        |
| 役受そ    | 益  | 1,277  |        |
| 役受そ    | 益  | 687    |        |
| 経常費用   | 費用 | 1,717  | 35,785 |
| 貸有金買預そ | 利息 | 638    |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 52     |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 599    |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 167    |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 0      |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 58     |        |
| 貸有金買預そ | 利息 | 200    |        |
| 役支そ    | 費用 | 2,888  |        |
| 役支そ    | 費用 | 277    |        |
| 役支そ    | 費用 | 2,611  |        |
| 役支そ    | 費用 | 6,385  |        |
| 役支そ    | 費用 | 3,631  |        |
| 役支そ    | 費用 | 2,753  |        |
| 役支そ    | 費用 | 23,754 |        |
| 役支そ    | 費用 | 1,039  |        |
| 役支そ    | 費用 | 0      |        |
| 役支そ    | 費用 | 112    |        |
| 役支そ    | 費用 | 1      |        |
| 役支そ    | 費用 | 115    |        |
| 役支そ    | 費用 | 809    |        |
| 経常利益   | 利益 | 5,283  |        |

(単位：百万円)

| 科 目               |                 | 金     | 額     |
|-------------------|-----------------|-------|-------|
| 特 別 資 産 益 処 分 益   | 固 定 資 産 失 効 損 失 | 3     | 3     |
| 特 別 資 産 益 処 分 損 失 | 固 定 資 産 減 損 損 失 | 152   | 353   |
| 特 別 資 産 益 処 分 損 失 | 固 定 資 産 減 損 損 失 | 200   |       |
| 特 別 資 産 益 処 分 損 失 | 固 定 資 産 減 損 損 失 | 1,456 | 4,933 |
| 特 別 資 産 益 処 分 損 失 | 固 定 資 産 減 損 損 失 | △524  |       |
| 特 別 資 産 益 処 分 損 失 | 固 定 資 産 減 損 損 失 |       | 931   |
| 特 別 資 産 益 処 分 損 失 | 固 定 資 産 減 損 損 失 |       | 4,002 |

## (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資産の部)            |           | (負債の部)                    |           |
| 現金預け金             | 571,797   | 預 金                       | 2,545,808 |
| コールローン及び買入手形      | 18,382    | 譲 渡 性 預 金                 | 141,400   |
| 買入金銭債権            | 7,909     | コールマネー及び売渡手形              | 35,499    |
| 商品有価証券            | 645       | 債券貸借取引受入担保金               | 124,528   |
| 有 価 証 券           | 795,331   | 借 用 金                     | 85,219    |
| 貸 出 金             | 1,672,607 | 外 国 為 替                   | 45        |
| 外 国 為 替           | 2,433     | そ の 他 負 債                 | 11,166    |
| そ の 他 資 産         | 56,674    | 役 員 賞 与 引 当 金             | 20        |
| 有 形 固 定 資 産       | 20,403    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 2,562     |
| 建 物               | 7,755     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 18        |
| 土 地               | 10,748    | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 615       |
| リ ー ス 資 産         | 3         | 偶 発 損 失 引 当 金             | 631       |
| 建 設 仮 勘 定         | 20        | 繰 延 税 金 負 債               | 11,092    |
| その他の有形固定資産        | 1,874     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 1,621     |
| 無 形 固 定 資 産       | 1,204     | 支 払 承 諾                   | 8,089     |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 1,012     | 負 債 の 部 合 計               | 2,968,318 |
| その他の無形固定資産        | 192       | (純資産の部)                   |           |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 3,098     | 資 本 金                     | 14,100    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 360       | 資 本 剰 余 金                 | 9,212     |
| 支 払 承 諾 見 返       | 8,089     | 利 益 剰 余 金                 | 118,729   |
| 貸 倒 引 当 金         | △12,109   | 自 己 株 式                   | △506      |
| 投 資 損 失 引 当 金     | △0        | 株 主 資 本 合 計               | 141,536   |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 34,224    |
|                   |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △1        |
|                   |           | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 3,029     |
|                   |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △978      |
|                   |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 36,274    |
|                   |           | 新 株 予 約 権                 | 69        |
|                   |           | 非 支 配 株 主 持 分             | 628       |
|                   |           | 純 資 産 の 部 合 計             | 178,509   |
| 資 産 の 部 合 計       | 3,146,827 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 3,146,827 |

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額    | 金 額    |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 47,489 |
| 資金運用収益           | 28,475 |        |
| 貸出金利配当           | 17,241 |        |
| 有価証券利息及び買入手形利息   | 10,809 |        |
| コールローン利息         | 219    |        |
| 買預金の受け先金         | 0      |        |
| その他の受入利息         | 119    |        |
| 役務の取引等収益         | 86     |        |
| その他の経常収益         | 6,517  |        |
| 貸倒引当金戻入益         | 8,975  |        |
| 償還の他の債権取立        | 3,521  |        |
| その他の経常収益         | 339    |        |
|                  | 13     |        |
|                  | 3,168  |        |
| 経常費用             |        | 40,384 |
| 資金調達費用           | 1,731  |        |
| 預讓渡金性預金          | 638    |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 51     |        |
| 債券貸借取引支払利息       | 599    |        |
| 借入金の支払利息         | 167    |        |
| その他の支払利息         | 15     |        |
| 役務の取引等費用         | 259    |        |
| その他の経常費用         | 2,439  |        |
| その他の経常費用         | 10,513 |        |
|                  | 24,515 |        |
|                  | 1,184  |        |
|                  | 1,184  |        |
| 経常利益             |        | 7,104  |
| 特別利益             |        | 3      |
| 固定資産処分益          | 3      |        |
| 特別固定資産処分損失       |        | 353    |
|                  | 152    |        |
|                  | 200    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |        | 6,754  |
| 法人税、住民税及び事業税     | 1,908  |        |
| 法人税等調整額          | △779   |        |
| 法人税等合計           |        | 1,128  |
| 当期純利益            |        | 5,625  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益  |        | 892    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  |        | 4,733  |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席したほか、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに関する監査の実施基準」に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
    - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
  - (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 秋田銀行 監査役会

|       |           |
|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 大 淵 宏 見 ㊟ |
| 常勤監査役 | 小 野 秀 人 ㊟ |
| 監 査 役 | 西 村 紀一郎 ㊟ |
| 監 査 役 | 北 嶋 正 ㊟   |

(注) 監査役 西村紀一郎および監査役 北嶋正は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

(以 上)



## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

- 1 インターネットによる議決権行使について
  - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
  - (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合もございます。
  - (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
  - (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- 2 インターネットによる議決権行使方法について
  - (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 5 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

#### **<インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ>**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

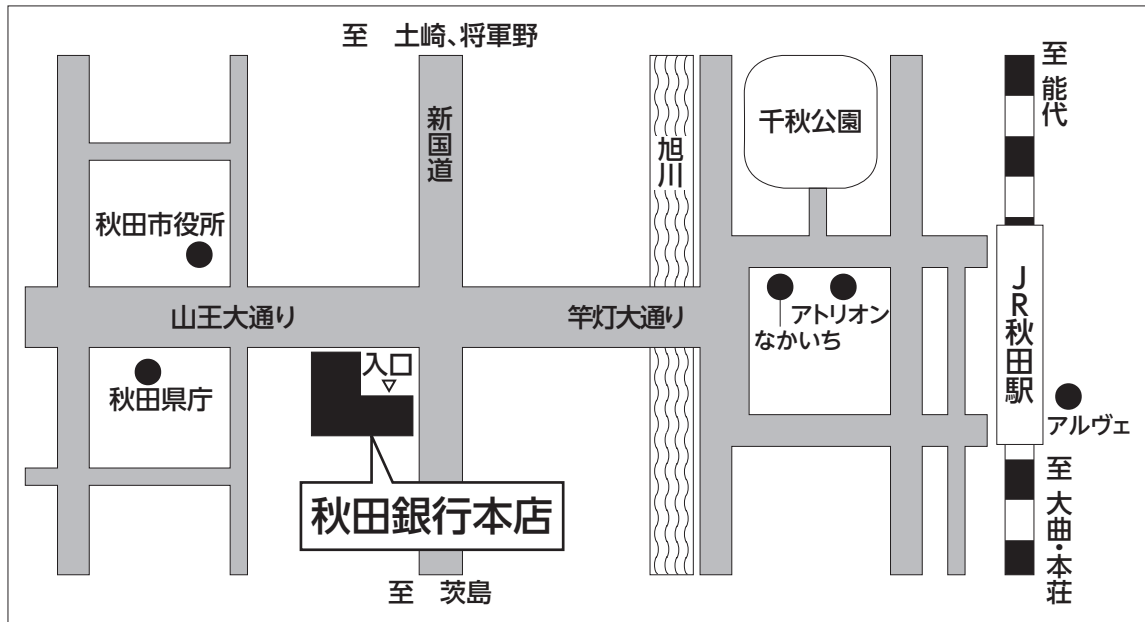
受付時間 9：00～21：00

(以 上)

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 秋田市山王三丁目2番1号  
秋田銀行本店10階大会議室

電 話 (018) 863-1212 (代表)



【お願い】 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。